

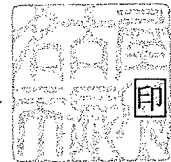
# 行政文書非公開決定通知書

29 観名整第 104 号  
平成 29 年 12 月 27 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成29年12月21日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	平成 29 年 12 月 20 日開催 名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)の実施に伴う意見聴取会(第6回) ・配布資料 ・議論の内容がわかるもの
公開しない理由	当会議は、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」に基づいて優先交渉権者との価格交渉を行いその結果等について学識者から意見を聴取するものです。 現時点で公表できない情報を含んでおり、公にすることにより、事業の性質上、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため非公開とします。 名古屋市情報公開条例 第7条第1項第5号に該当
備考	※請求に係る行政文書は、当該事業の契約締結後には公表予定です。 <決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室 TEL 052-231-2481

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日)の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として(市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。



第 4号様式 (第 4条関係)

### 行政文書非公開決定通知書

29 観名整第 102 号  
平成 29 年 12 月 27 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成29年12月20日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 17/12/18 に石垣部会が記者会見した中身がわかるもの</li> <li>・ 17/12/18 に名古屋市と石垣部会が面談した中身がわかるもの 配付資料</li> </ul>
公開しない理由	請求のあった行政文書を作成又は取得しておらず不存在のため。
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室 TEL 052-231-2481

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

(問い合わせ先 市民情報センター TEL:052-972-3152 (直通) FAX:052-972-4127)

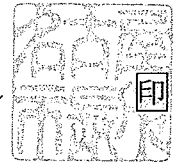
行政文書非公開決定通知書

29 観名整第 103 号  
平成 29 年 12 月 27 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成29年12月21日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	平成 29 年 12 月 20 日開催 「特別史跡名古屋城跡全体整備検討会 議天守閣部会 (第 7 回)」 ・傍聴者に配布されなかった資料
公開しない理由	当該行政文書が存在しないため。
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室 TEL 052-231-2481

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

(問い合わせ先 市民情報センター TEL:052-972-3152 (直通) FAX:052-972-4127)

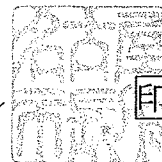
行政文書公開決定等期間延長通知書

29 観名整第 98 号  
平成 29 年 12 月 27 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成 29 年 12 月 18 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託」設計図書 (可能であれば電磁的記録希望)
名古屋市情報公開条例第 11 条第 1 項の規定による決定期間	29 年 12 月 19 日 から 30 年 1 月 4 日 まで
延長する期間	30 年 1 月 5 日 から 30 年 2 月 2 日 まで
延長の理由	一度に多くの種類の公開請求があり期間内に行政文書を検索することが困難であるとともに、年末年始等執務を行わない期間があり期間内に公開決定等を行うことが困難であるため、決定期間を延長します。
備考	<期間の延長決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室 TEL 052-231-2481